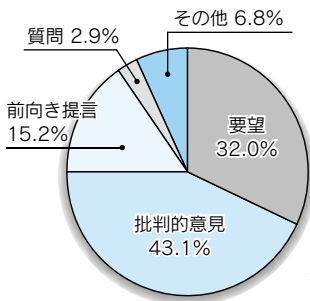
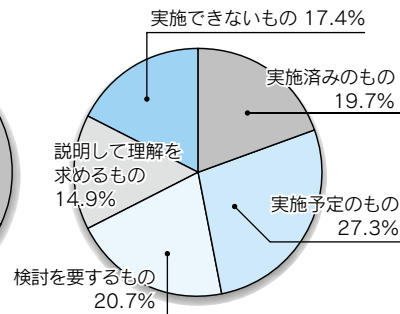


■問い合わせ先 市役所本庁舎市民参画課
☎(0857)20-3158

提案傾向の分類



検討結果の分類



提案内容の分類

(上位 10 件)

順位	テーマ	件数
1	神谷清掃工場	41 件
2	職員への苦情	39 件
3	市業務・組織	37 件
4	子育て支援	34 件
5	道路	32 件
6	環境	31 件
7	教育・学校施設	29 件
8	市関連施設への意見	24 件
9	中央変電所	21 件
10	市長への意見	19 件

平成16年度に、市民のみなさんから「市政提案箱」へ寄せられた意見・提案などは591件でした。11月の合併後から多くの要望をお寄せいただき、昨年度に比べ、約100件増加しました。市では、みなさんからの意見や提案について、ともに考えながら積極的に市政に取り入れています。

こんなことを実施しました

- ▽中央郵便局入り口の市道の段差改善
- ▽小・中学校校庭の夜間照明の使用時間延長
- ▽駅南庁舎の駐車場案内板設置
- ▽鳥取砂丘の有島武郎の歌碑説明板修理
- ▽青谷町総合支所に喫煙室を増設
- ▽久松保育所の明り取り窓の設計提案の採用
- ▽東部地域における救急診療体制の改善
- ▽ゆうゆう健康館けたかの下駄箱の改善
- ▽市立病院内の介護タクシー案内表示の改善
- ▽さわやか会館の利用者負担金通知方法の改善

こんなことを実施する予定です

- ▽鳥取のPRとして観光大使を任命

ご意見をお待ちしています

市役所、各総合支所など市関連施設に専用封筒と用紙を置いてありますので、次の方法でご提案ください。今後、みなさんからのご意見をお待ちしています。

- ◆**インターネット** (市のホームページ) 53
- ◆**ファクシミリ** ☎(0857)20-330
- ◆**郵便** (切手不要の専用封筒)
- ◆**市政提案箱** (市役所本庁舎市民談話室)

ご注意

点検商法 (悪質リフォームなど)・SF(催眠)商法

最近市内で、点検商法やSF(催眠)商法による消費者トラブルが発生しています。契約するときは言葉巧みな勧誘をうのみにしないで、冷静に判断しましょう。断る勇気も大切です。

しつこい勧誘、ずさんな工事

「リフォーム会社の者ですが、無料で住まいの点検をしております」と来訪し、点検を勧めたうえで、「屋根瓦が傷んでいる。危ないですよ」など言葉巧みな勧誘に不安になり、あわてて契約してしまったという相談が多く寄せられています。

強引な勧誘とその場の雰囲気

催眠商法とは、「日用品を安価で売る」などと言ったときには無理矢理に人を集め、日用品を配り、得た気分させて雰囲気を盛り上げ、興奮状態の中で、最後に高額な商品を売りつける商法です。冷静

な判断ができないため、安易に出向かないことが大切です。

契約を解除することができます

このような販売方法で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら無条件で契約解除(クーリング・オフ)ができます。うっかり契約して「しまった」と思ったら、まずはご相談ください。

■相談先

市役所本庁舎市民参画課 ☎(0857)20-3163
県立消費生活センター東部消費生活相談室 ☎(0857)26-7604・7605